

子育てに配慮した住宅のガイドライン案の作成



住宅研究部 住宅性能研究官 (博士(工学)) 長谷川 洋

(キーワード) 子育て世帯、住宅、子どもの年齢、配慮事項、ガイドライン

1. はじめに

「住生活基本計画（全国計画）」（H28年3月28日閣議決定）において、目標1「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」が示された。また、国土交通省の安心居住政策研究の中間取りまとめ（平成27年4月17日公表）において、「安心して子育てできる住宅の普及促進に向けて、ガイドライン（指針）の策定」が今後取り組むべき主な対策のひとつに掲げられた。

これを受けて、平成28年度に、子育てに配慮した住宅（以下「子育て配慮住宅」という。）において設計上配慮すべき内容について調査研究した。民間の子育て配慮住宅の水準等の調査、子育て配慮住宅に係る消費者ニーズに関する調査等を行い、その結果を踏まえ、技術的及び社会的妥当性の観点から、子育て配慮住宅のガイドライン案を作成した。

2. 子育て配慮住宅のガイドライン案の概要

ガイドライン案では、表1に示すように、4つの視点から、全50の配慮事項を抽出・整理し、各配慮事項について、当該項目の必要性、特に配慮が必要となる子どもの年齢（乳児期、幼児期前期・後期、小学校低学年・高学年、中学生の区分）、具体の整備内容や水準等について取りまとめている（表2）。

また、住宅タイプ（持家戸建て、分譲マンション、賃貸マンション等）及び新築・既存住宅の別に、配慮事項の重要度（確保すべき必須項目、確保が望ましい項目等）についても整理して示している。

3. 今後の成果の反映

本提案をもとに住宅局よりガイドラインとして公表を予定している。また、ガイドラインに基づき、子育て住宅の支援制度等が創設される予定である。

表1 子育て配慮住宅のガイドライン案の配慮事項

視点	配慮事項	空間対象※
1. 子どもや妊婦の安全・安心	(1) 衝突による事故の防止	専用・共用
	(2) 転倒による事故の防止	専用・共用
	(3) 転落による事故の防止	専用・共用
	(4) ドアや窓での指つま・指挟みの防止	専用
	(5) 危険場所への侵入や閉じ込めの防止	専用・共用
	(6) 感電や火傷の防止	専用
	(7) 子どもの様子を把握しやすい間取り	専用
	(8) 不審者の侵入の防止	専用・共用
	(9) 落下物による危険の防止	共用・敷地
	(10) 敷地内での自動車事故の防止	敷地
	(11) 交通安全性の高い地域に立地	住環境
	(12) 防犯性の高い地域に立地	住環境
	(13) 地震時の避難経路の安全性	専用・共用
	(14) 災害発生後の避難生活への備え	共用・敷地
	(15) 立地の災害安全性	住環境
2. 子どもの健やかな成長	(16) 健康に配慮した内装材等の使用	専用
	(17) 日当たりや風通しの確保	専用
	(18) キッチンの広さと使いやすさ	専用
	(19) リビングの広さと使いやすさ	専用
	(20) 浴室の広さと使いやすさ	専用
	(21) 寝室の広さ	専用
	(22) トイレの広さと使いやすさ	専用
	(23) 子どもの自主性を育てる収納や設備	専用
	(24) 土や水に触れられる環境	敷地・共用
	(25) 子どもの成長に合わせた個室の確保	専用
	(26) 子育て親子が交流しやすい環境	共用・住環境
	(27) 地域の多世代と交流しやすい環境	住環境
	(28) 祖父母と交流しやすい環境	専用・共用
	(29) 地域の子育て相談サービスの充実	サービス
	(30) 子どもの預かり支援サービスの充実	サービス
3. 快適に子育てできる	(31) 保育園・児童保育施設の利便性	住環境
	(32) 幼稚園・幼児教育施設の利便性	住環境
	(33) 小中学校の近接性	住環境
	(34) 教育上ふさわしくない施設がない	住環境
	(35) 子どもが遊べる公園等の利便性	住環境
	(36) 高い遮音性能	専用
	(37) 生活音を許容できるコミュニティ	住環境
	(38) 収納スペースの広さと使いやすさ	専用
	(39) 十分な台数の駐輪場	敷地
	(40) 家事動線に配慮した間取り	専用
	(41) 掃除がしやすい工夫	専用
	(42) 雨の日等でも洗濯物を干せる工夫	専用
	(43) ベビーカーでの移動のしやすさ	共用・敷地
	(44) 子連れでの車での外出のしやすさ	敷地
	(45) 公共交通機関の利用のしやすさ	住環境
4. 親の快適な暮らし	(46) 医療機関の近接性	住環境
	(47) 食料品・日用品の買い物の利便性	住環境
	(48) 夫婦のくつろぎ空間の確保	専用
	(49) 通勤の利便性	住環境
	(50) 友人・知人と交流しやすい環境	住環境

※ 専用：専用部分（戸建住宅及び共同住宅の住戸） 共用：共同住宅の共用部分をいう。住環境には、施設等の立地のほか、地域住民の活動やコミュニティ等を含む。

表2 配慮事項の取りまとめの例（概要）

(1) 衝突による事故の防止

必要性	・乳児期の伝え歩き、幼児期の走り回りにより、壁・柱や家具への衝突による事故のリスクがある。
年齢	乳児期、幼児期（前期）、幼児期（後期）
整備内容	①壁の出隅・柱・作り付け家具等の角は面取り加工する。 ②壁の出隅がでない間取りの工夫をする。 ③ドアは引き戸にする、開き戸はドアストッパー等を設ける。 ④共用廊下は玄関ドアが突出しないようアルコーブを設ける。

3. 生産性革命